



凡 例			
地区計画区域・地区整備計画区域 (面積: 約 22.0ha)			
建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない 1 ホテル又は旅館 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設	B地区	
最低敷地面積	120㎡	全地区	
高さの最高限度	15m	B地区	
壁面の位置の制限	道路中心線から2.0m以上		
	道路中心線から2.5m以上		
	道路中心線から3.0m以上		
	水路端から4.0m以上		
壁面後退区域における工作物の設置の制限	敷地面積120㎡以上の場合、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線(ただし、地区施設の道路の場合は、その境界線とする。)及び敷地境界線までの距離は、0.75m以上とする。	全地区	
		全地区	
形態・色匠の制限	1 建築物等の色彩は原色の使用を避け落ち着いた色調とし、街並みとの調和を十分に配慮したものとす 2 屋外広告物は美観を損なうような刺激的な色彩や装飾を避け、周囲の環境との調和に充分配慮したものとす	全地区	
垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣又はさくの構造は、景観、防災や防犯に配慮したもので、次の各号のいずれかに該当するものとする ①生垣や植栽を中心とした素材のもの ②宅地盤面からの高さが0.6m以下の基礎の上フェンス等の透視可能なもの、かつ、宅地盤面からの高さが1.5m以下のもの	全地区	

